

となみ暮らし宿泊体験交流事業施設（砺波市定住体験施設「佐々木邸」）利用取扱要領

令和7年1月31日制定

令和7年4月 1日施行

（公財）砺波市花と緑と文化の財団
となみ散居村ミュージアム

1 事業目的

砺波市へ移住・定住されたい方又は伝統家屋の生活体験をしてみたい方が、砺波市定住体験施設「佐々木邸」に短期的に滞在し、となみ暮らしの魅力を体験してもらうことを目的とする。

2 宿泊体験交流事業施設概要

施設の名称 砺波市定住体験施設「佐々木邸」

所在地 富山県砺波市荒高屋地内

施設管理者 （公財）砺波市花と緑と文化の財団 となみ散居村ミュージアム

富山県砺波市太郎丸80番地

TEL (0763)34-7180 FAX (0763)34-7182

E-mail akiya@sankyoson.com

3 利用対象者

- (1) 第1項の事業目的のために利用する者とし、未成年者及び砺波市内在住者だけの利用はできないこととする。(ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員でないこと。)
- (2) 砺波市又は施設管理者が主催する移住定住施策・散居村の情報発信等に協力する団体及びその関係者とする。

4 利用料金（1泊料金）

一般2,000円/人、高校生以下1,000円/人（未就学児は無料）

※寝具が必要な場合は、上記利用料金に加え布団レンタル料が別途必要（寝具の持参可）。

※利用開始時までには、利用料金等の全額納付が必要。

5 利用申込方法

「となみ暮らし宿泊体験交流事業 利用申込書」に必要事項を記入の上、利用日の属する月の3月前から利用日の1週間前までに施設管理者まで申込みをしなければならない（受付時間：午前9時から午後5時まで）。ただし、施設管理者が施設の利用に支障がないと認めるときはこの限りでない。

6 利用期間等

1泊2日から6泊7日までとし、12月29日から1月3日までの期間を除く。

（チェックイン、チェックアウト時間：午前9時から午後4時まで）

ただし、施設管理者が特に認める場合は、この限りでない。

7 利用回数

単年度で4回までとする。(春季、夏季、秋季、冬季の各1回まで)

8 原状回復義務

利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに利用した施設又附属設備等を原状に回復し、施設管理者へ引き渡さなければならない。

9 損害賠償

利用者は、故意又は過失により施設又附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、施設管理者が特にやむをえない理由があると認めるときは、その損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

10 禁止・制限される行為

- (1) 利用者は、施設の増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内に工作物の設置を行ってはならない。
- (2) 利用者は、既存の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製してはならない。
- (3) 利用者は、前各号に定めるもののほか施設において次の行為をしてはならない。
 - ア 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を営利目的で行うこと。
 - イ ペットを飼育すること。
 - ウ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
 - エ 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - オ 前各項目に定めるもののほか、施設又附属設備等の使用にふさわしくないと施設管理者が認める行為を行うこと。

11 利用中止事項

以下のいずれかに該当する場合には、利用承認後も利用を中止させることができる。

- ・施設管理者の承認を得ないで、利用内容又は目的を変更したとき
- ・申込時の記載内容に偽りがあったことが判明したとき
- ・施設の管理や運営に支障をきたす恐れがあるとき
- ・本要領やこれに基づく施設管理者の指示に従わないとき
- ・施設又は附属設備等に損害を与える恐れがあるとき
- ・承認された利用条件に違反したとき

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。